

山梨県公報

号外第三十二号

平成十九年

四月二日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第二十五号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年四月二日

山梨県知事

横 内 正 明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第二の(一)の1の(1)中、「一万七千四百円」を「二万二千九百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(2)中「薬剤師」を「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士」に、「一万九百円」を「一万七千円」に改め、同表の第二の(一)の1の(3)中「及び看護師」を「、看護師、准看護師及び歯科衛生士」に、「一万千四百円」を「一万五千二百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(5)中「、左官及びとび職」を削り、「二万七千円」を「一万九千九百円」に改め、同表の第二の(一)の1中(5)を(6)とし、同表の第二の(一)の1の(4)中「一万七千二百円」を「一万七千八百円」に改め、同表の第二の(一)の1中(4)を(5)とし、同表の第二の(一)の1の(3)の次に次のように加える。

(4) 救急救命士 一人一日当たり一万六千八百円

別表の第二の(一)の1に次のように加える。

(7) 左官 一人一日当たり一万七千三百円

(8) とび職 一人一日当たり一万七千二百円

別表の第二の(一)の2中「(5)」を「(8)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番